

大阪府指令労政第2283-2号

大阪市福島区吉野4-25-5

うらら工芸株式会社

代表取締役 首田尾 仁志

平成27年3月20日付けで申請のあった内職あっせん所は、次の条件を付けて認定します。

平成27年3月25日

大阪府知事 松井 一郎



条 件

- 1 認定期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日とする。
- 2 内職あっせん業務を積極的かつ誠実に実施すること。
- 3 大阪府認定内職あっせん所規程に定める認定要件を常に具備するよう努めること。